

小売物価統計調査に係る部会審議結果について －更なる改善に向けたロードマップ－

サービス統計・企業統計部会において審議した小売物価統計調査は、平成25年1月に、従前行われてきた毎月の調査を「動向編」、5年周期で行われてきた全国物価統計調査を隔月調査の「構造編」として再編するなどの体系的な見直しが行われ、その後、約2年が経過しています。さらに、本調査の結果は、経済財政運営の判断材料にとどまらず、国民生活にも大きな影響を及ぼす極めて重要な統計であり、その改良に不断の努力が求められています。

このため、今回の部会審議では、諮問事項の一環として調査品目の選定基準について、その解釈運用も含めた詳細な資料を調査実施者から初めて示して頂き、その精査を通じて、本調査の更なる充実を目指した評価・検討を行いました。また、第88回統計委員会（平成27年6月25日開催）において示された本調査の集計事項の一つである消費者物価指数（以下「CPI」といいます。）の改良に関する意見（「消費税抜きCPIの作成及び公表について」及び「家賃の経年劣化を踏まえた品質調整について」）についても、調査実施者や審議協力者の協力を得て、統計技術的・中立的な観点から真摯に議論を重ね、今後の取組の方向性についての共通認識を得るなど、画期的かつ重要な意義を持った審議でありました。

この審議の中で示された調査実施者の取組状況や方針（参考1及び2参照）については、高く評価するところですが、本調査の重要性に鑑み、今回の答申案において指摘した事項に加え、共通認識が得られた次のような点についても、拙速な対応を避けつつも、前向きかつ着実に取り組む必要があると考えます。

- まずは、平成28年8月に予定されているCPIの基準改定について、その対応を着実に進めること。
- 「消費税抜きCPIの作成及び公表について」は、平成29年4月に予定されている消費税率の改定に併せて、参考系列としての作成・提供を開始できるよう具体的な検討を進めるとともに、ニーズを踏まえた提供情報の充実を図ること。
「家賃の経年劣化を踏まえた品質調整について」は、平成29年度の可能な限り早期に試算結果を含めた研究成果を公表するとともに、継続的かつ幅広い検討・情報提供に努めること。

これらの検討に際しては、関係機関や学識経験者の協力も得ながら、国民共通の情報基盤としての公的統計の作成・公表の充実を図ること。

なお、今回の部会審議に関連して、住宅に関する統計の体系的整備についても、重要な課題であるとの指摘がありました。

また、平成24年の答申において「今後の課題」とされた小売物価統計調査とCPIとの関係については、今回の部会審議において一定の結論を得ましたが、公的統計の体系的整備という観点から新たなデータの利用などCPIの作成方法の見直し状況を踏まえ、今後も必要に応じて議論していくことが必要と考えます。

以上、報告します。

平成27年9月17日

廣松 毅

消費者物価指数における消費税抜きCPIの作成・公表への対応について

消費税抜きCPIの作成・公表については、以下のとおり、対応することとし、次回の消費税率改定の直接的な影響を除いた消費者物価の基調的な動きの分析に広く資するものとする。

1 消費税抜きCPIの作成方法について

- 消費税抜きCPIの作成は、原則として、CPIの品目ごとに、消費税法上の課税／非課税の扱いを考慮の上、課税扱いとする品目について税率分を機械的に控除する方法により行う。
- 消費者物価指数における消費税抜きCPIにおけるウェイトについては、EurostatのHICP-C Tや日本銀行のCGPI（企業物価指数）及びSPP I（企業向けサービス価格指数）などにおいて、税込みの額から作成したウェイトをそのまま税抜き指数のウェイトに用いられていることを踏まえ、家計調査（税込みの支出金額を集計）の結果をウェイトにそのまま用いることとする。

2 実施時期等について

- 消費者物価指数における消費税抜きCPIの作成・公表は、次回の消費税率改定の実施時（現時点では2017年4月予定）からとする。
- なお、上記1のとおり、消費税抜きCPIは簡易な方法により作成することから、消費者物価指数における参考値として公表することとする。

3 遡及計算について

- 消費税抜きCPIの遡及計算については、消費税率が5%に改定された1997年4月時までにについては可能である。ただし、少なくとも1989年4月の消費税導入時については、消費税導入以前には様々な品目に物品税が課されており、これらを考慮した指数の推計が困難であること、また、物品税を考慮せずに消費税のみを考慮して消費税導入前後の指数を推計し比較することは、結果利用上誤解を生じるおそれもあることなどから、困難であるとする。
- 消費税抜きCPIの遡及計算の公表の範囲等については、各方面のニーズを踏まえながら、判断してまいりたい。

4 利用上の留意点の公表について

- 消費税抜きCPIの作成は、原則として、課税／非課税の品目を考慮の上、課税品目について税率分を機械的に控除する方法により行うことから、どのような部分について加工度が高いかという点について、日本銀行や内閣府とも十分に調整しつつ、必要な情報の事前の早期公表を行うこととする。
- なお、現時点で想定される利用上の留意点は、以下のとおりである。

(1) 納税義務免除事業者の扱い

- 小規模事業者については納税義務が免除される（消費税法第9条）が、CPIの品目のうち、「車

庫借料」「駐車料金」のほか、外食や理美容サービスのうち個人事業者が多い品目では、調査対象に小規模事業者が多く含まれる。

本来は、小規模事業者の調査価格に消費税率改定の影響はないとみなす必要があるところ、今回、一律に消費税率改定の影響があるとみなして集計した場合、税率上昇時の消費税抜きCPIは本来の値を下回るものと想定される。

(2) 課税の範囲・他の間接税との関係

- 「外国パック旅行」については価格の大部分が国外役務の提供にあたり、課税対象外である（消費税法第4条）が、課税対象である国内空港諸費用なども含まれると考えられることから、消費税率改定の影響があるとみなすべきである。

今回、「外国パック旅行」について、一律に消費税率改定の影響がないとみなして集計した場合、税率上昇時の消費税抜きCPIは本来の値を上回るものと想定される。

- 「自動車」「ゴルフプレー料金」「宿泊料」「入浴料」の価格には、消費税が課税されない他の間接税（自動車取得税、ゴルフ場利用税、入湯税）が含まれることから、本来はこれらの間接税を除いた上で、消費税分の控除を行う必要がある。

今回、これらの品目について、他の間接税を含めた価格に一律に消費税率改定の影響があるとみなして集計した場合、税率上昇時の消費税抜きCPIは本来の値を下回るものと想定される。

- 「診療代」「介護料」などでは、消費税法第6条で非課税品目とされているものの、2014年4月の消費税率改定時には、医療機関等が仕入れに際して支払う消費税に応じた診療報酬等の上乗せ措置がとられ、利用者の価格に転嫁されていることから、消費税率改定の影響があるとみなすべきとの議論もあり得る。

今回、これらの品目について、一律に消費税率改定の影響がないとみなして集計した場合、税率上昇時の消費税抜きCPIは本来の値を上回るものと想定される。

(3) 経過措置の扱い

- 公営地下鉄などでは、税率改定分の価格への転嫁が半年程度遅れる場合があることから、本来は、実際に価格改定がされた後について消費税率改定の影響があるとみなすべきである。

今回、税率改定時の価格転嫁のタイミングについて、法で定められている経過措置^{*}以外はすべて税率改定と同時に消費税率改定の影響があるとみなして集計した場合、税率上昇時の消費税抜きCPIは本来の値を下回るものと想定される。

^{*}社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則に定められる経過措置。2014年4月では電気代の4月分などが該当した。

小売物価統計調査及び消費者物価指数における家賃調査の現状及び今後の取組方針について

1 家賃調査の現状について

(1) 調査対象の抽出方法

a) 調査市町村の抽出

小売物価統計調査における家賃調査の調査市町村は、都道府県庁所在市、川崎市、浜松市、堺市及び北九州市を調査市とするほか、それ以外の全国の市町村を人口規模、地理的位置、産業的特色等を基に層化し、各層からひとつずつ抽出している。(調査市町村は全国で167市町村である。)

b) 調査区の抽出

上記 a) の各調査市町村において、国勢調査調査区を抽出単位とし、家賃調査地区を確率比例抽出法により所定数抽出している。(家賃調査地区は全国で約1,200地区である。)

c) 調査世帯の抽出、追加及び除外

上記 b) の各家賃調査地区においては、各地区内に居住するすべての民営借家世帯を調査世帯として選定している。(家賃調査民営借家世帯は全国で約28,000世帯である。)

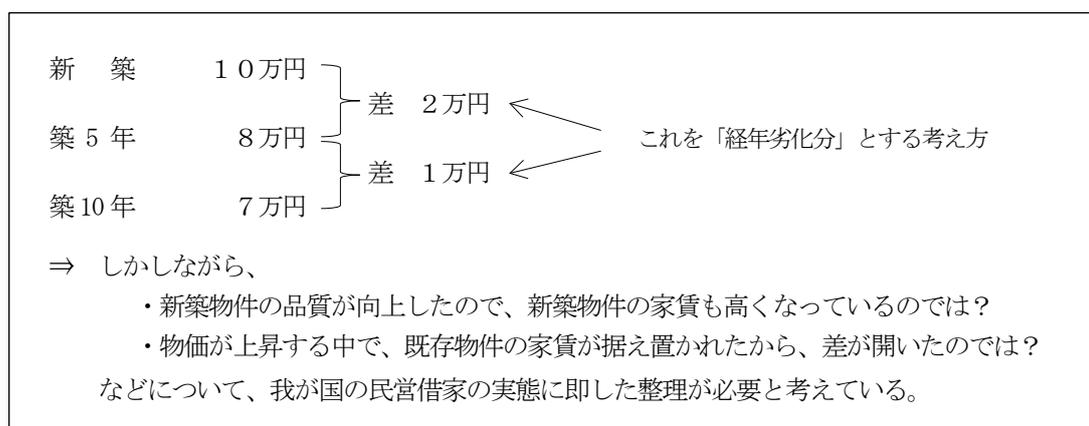
ただし、調査地区内における新築の借家や改修された後の借家については、入居後に調査対象に追加する一方、借家の取り壊しや老朽化などにより世帯が退去した場合には、調査対象から除外している。

このように調査対象の見直しを随時行うことにより、計測すべき家賃の平均的な物価変動の把握に努めている。

2 現状の認識と対応状況について

- 経年劣化と品質調整については、かねてからCPIにおいて課題が指摘されており、当局としても現行の算定方法の改善について検討すべきものと認識し、前回の部会でご報告したとおり、研究分析などの取組を進めている。
- この取組の中では、実査の面で、立地、築年数、構造、階、耐震、改修の状況等の様々な要素について、全国で安定的に正確なデータが継続的に把握できるかどうか、実査上の負担がどれくらい増すのかという課題のほか、収集した情報が安定的な状況を示すのかも不明確な状況を確認している。
- また、CPIは、特に東京都区部では調査月内の公表が求められており、厳しいスケジュールの中で、調査員が安定的に調査を行い、結果を公表していく必要があることにも留意が必要である。
- なお、当局において外部有識者を交えて議論した物価指数研究会においても、「家賃について回帰分析をする際には、地域性に注意が必要。」「建築時期別の家賃水準の差は、建築基準の変更や経済状況の違いなどの要因もあり、こうした要素の分解は困難を伴うのではないかと」、「経年劣化についてはパネルデータによる検証可能性も検討すべき。」といった指摘や「家賃の品質調整は難しい問題であるので、性急に結論を出さずに、分析を蓄積した上で判断するのが妥当。」といった意見もあった。

- さらに、今年5月に開催したCPIに関する国際グループ会合において発表した、住宅・土地統計調査の個票データを用いた研究分析の経過報告では、借家住宅の諸特性と家賃価格の相関を考慮した家賃関数の推計等を行ったが、ある一時点において推計された家賃関数から得られる建築時期別の家賃水準の差には、経年劣化のほかに品質向上や物価変動等様々な要素が含まれていると考えられたことから、経年劣化分の解析を更に進めるには、同一の住宅をパネルデータとして追跡する等、データの解析に必要な補完的な情報を広く集めていくことが必要と考えられ、経年劣化分の解析に引き続き取り組んでいくこととしている。
- ちなみにアメリカのCPI等では同一時点における建築時期別の家賃水準の差を概ね経年劣化分と仮定されていると理解しているが、この仮定が我が国の民営借家の実態にどの程度適合したのかどうか等について、整理していくことも必要と考えている。(下図参照)



3 今後の取組方針

- 統計局としては、今後ともよりよい統計の安定的な作成・公表に取り組んでいく所存であり、本件の研究分析の成果を着実に挙げていきたいと考えている。
- 一方で、実際に研究分析の成果をCPIに反映させるためには、「検討→データ整備→試算→評価→再検討」という手順を踏むことを考えると相応の時間が必要とも考えている。
- また、2016年8月予定の新基準の公表開始、2017年4月予定の消費税率改定における税抜き指数の新たな公表等を控えており、それらへの対応の準備及び調整のために作業負担がかなり増大する見込みである。これと並行して本件の研究分析も進め、同じタイミングで対応する等の早急な対応は困難であることをご理解いただきたい。
- したがって、経年劣化の品質調整に関する課題への対応については、2017年4月予定の消費税率改定における税抜き指数の新たな公表等を終えた後の2017年度中に、試算した結果等の研究成果を速やかに公表し、その後の対応を進める方向で、引き続き検討を加速してまいりたい。また、検討の途中経過についても積極的に公開してまいりたい。

第59回サービス統計・企業統計部会議事概要

1 日時 平成27年8月13日(木) 13:00～16:00

2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

(部会長) 廣松 毅

(委員) 北村 行伸、西郷 浩

(専門委員) 岩下 真理、渡辺 努

(審議協力者) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県

(調査実施者) 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室：小松室長ほか

(事務局) 内閣府統計委員会担当室：伊藤室長、清水政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議題 小売物価統計調査の変更について

5 概要

- 前回の部会で示された意見を踏まえ、調査実施者から選定基準の修正案及びこれに基づく修正後の調査品目が説明され、選定基準はおおむね適当と判断された。
- 消費税抜き指数及び家賃の経年劣化を踏まえた品質調整については、前回の部会で示された意見を踏まえ、調査実施者から追加説明がなされるとともに、前回の部会で要望のあった、企業向けサービス価格指数「事務所賃貸」における品質調整の手法について日本銀行から説明があった。このうち、消費税抜き指数の作成及び公表については、今回の説明どおりの対応ができるよう検討を進めて頂くことを希望する旨、コメントがあった。また、家賃の経年劣化を踏まえた品質調整については、委員等からの指摘を踏まえ、次回部会で追加の説明を行うこととされた。
- 前回答申において「今後の課題」として示された各事項に関する調査実施者の対応状況については、いずれも適当と整理された。なお、通信販売価格に係る新たな調査の実施については、スピード感のある対応が必要とのコメントがあった。
また、部会で示された質問事項については、次回部会において調査実施者から回答することとされた。

委員からの主な意見等は以下のとおり。

(1) 前回の委員会から引き続き審議することとされた事項

ア 動向編・構造編の品目の選定基準

- 動向編の品目の選定基準にある「出回り」や構造編の品目の選定基準にある「買い回り」との文言については、「品目の出回り」及び「消費者の買い回り」とする方がより適当ではないか。

○ 動向編の品目の選定基準において、特殊要因や社会情勢等を考慮した上で、基準への該当性を判断する旨の記載があるが、特殊要因に該当するか否かの判断基準はあるのか。

← 明確な基準はないが、自然災害などが発生し、過去の動向からみて大きく変化しているものなどを総合的にみて判断することを考えている。今まで該当した事例はないが、今後、該当する可能性があった場合は、審査部局とも相談の上、判断していきたい。

○ 動向編の品目の選定基準において「同一とみなせる値動きの品目がある場合」との文言があるが、これでは、全く品質の異なる品目であっても値動きが同一であれば、同一の品目とされてしまう。値動きとともに商品の品質も似ているということを経験にすべきではないか。

← 実務上は、値動きに加え商品の性質も勘案して対象品目を選定している。そのような趣旨がはっきりするよう表現を工夫したい。

イ 委員会において委員から提案のあった事項

(ア) 消費者物価指数における消費税抜きCPIの作成・公表

○ 消費税分を機械的に調整することだが、これは、消費税分を全て除いた0%ベースの指標のことか、それとも、消費税率の変動分の影響を除くことから、0%以外の税率の指標のことか。

← 今後、利用者のニーズを踏まえて判断していきたい。

○ 消費税抜きの手法は、これまで日本銀行が行っていたものと同じものと考えてよいのか。

← 現時点で確約はできないが、日本銀行の手法を参考にしながら指標を作成することになるのではないかと考えている。

○ 消費税については、小規模事業者の把握など困難を伴うものと理解するが、どのくらいの違いが生じるのか示すことはできないのか。

← 今後、指数作成を進める中で可能であれば示していくようにしたい。

○ 消費税抜き指数の公表に先立って、当該公表に関する事前情報は、いつ頃提供されるのか。

← 今後、検討していくが、現時点では、まだ整理できていない。

(イ) 家賃の経年劣化を踏まえた品質調整

○ 日本銀行の説明について、事務所賃貸サービスの品質に影響する属性は、立地、規模、設備等もあるかと思うが、貸しビル業界の企業間競争といった需要者の要因は反映しないのか。

← 需要サイドの要因のうち地価への影響については、品質の変化として調整されているが、それ以外の需要サイドの要因は、品質ではなく全て価格の変化として反映されている。

- 日本銀行の説明について、更新投資パターンなど単純なパターンが設定されているが、実際には建物の規模など様々な要因で違ってくるのではないか。
 - ← 事務所賃貸の品質調整では、国土交通省が実施したアンケート調査などを参考に個別の更新投資事例の平均値から築年数ごとの更新投資パターンを作成している。同アンケート調査によると、個別ビルの投資額には、確かに大きなばらつきが存在している。
- 日本銀行の説明について、建物を壊した後の品質調整はどのようにしているのか。
 - ← 建物が取り壊されるなどにより、別のオフィスビルに調査サンプルを入れ替える際には、品質調整は行っておらず、入れ替え前後で指数を横ばいにする処理を行っている。こうした対応としているのは、サンプルを入れ替える際には、築年数だけでなく、立地、規模、設備といった属性も変化するため、これらについても品質差を調整しなければならないが、現在のところ、築年数以外の属性の変化による品質差を把握することができないためである。
- 新たな品質調整を行うに当たり、準備に要した時間はどれくらいか。
 - ← 推計方法や減耗率についての方針が定まった後の実装作業期間で考えると、事務所賃貸の品質調整の導入にあたって、作業開始から公表までに3～4か月程度を要した。
- 地域ごとの品質劣化率が、資産価値に占める土地資産の割合で変化する形になっているが、本来はビルの物理的劣化に直接影響する立地条件（湿地帯にあるなど）に依存する形で推計されるべきではないのか。
 - ← ご指摘のように、地域ごとの品質劣化率は、資産価値に占める土地資産の比率、すなわち地価水準の違いを主因に変化している。本来であれば、地震の多寡や地盤の強弱が建物の減耗率の違いとして反映するはずである。しかし、データのアベイラビリティの制約から、現在のところ、事務所賃貸の品質劣化率の算出においては、全国一律の減耗率を適用するに止まっている。
- 品質調整のやり方は日本銀行の手法以外にもヘドニック法など様々あると思うが、最終的にはどのような手法を用いることを想定しているのか。
 - ← 日本銀行やアメリカなど、先行事例があることから、これらを参考にしつつ、学識経験者等と相談しながら決めていきたい。
- 調査対象地区内の全ての民営借家を調べていることにより、建物の築年数が変わっていく中でも、品質調整を行わなくてもいいと考える理由を示してほしい。
- 消費税抜き指数よりも家賃の品質調整について、優先して取り組むべきではないか。
- 地域を限定してデータ収集するなど実務上の負担を減らすことで、対応を早期化できるのではないか。

(2) 前回答申における「今後の課題」への対応状況

ア 調査地域及び調査品目の見直し

- 構造編における調査品目のローテーション化は対応しないのか。

← 調査品目の状況を確認しながら、適宜、変更する必要があることから、現時点においてローテーション化は、対応しないこととしたい。

イ 「動向編」と「構造編」の連携

○ 全国物価統計調査がなくなったことに伴い、供給者側から小売価格を分析できるよう、小売物価統計調査の調査対象店舗と他統計とを結び付けられるような検討をすべきではないか。

○ 本調査の調査対象店舗は「価格報告者台帳」で管理しているとあるが、この台帳はどのようなものか。また、調査対象店舗の入替は、どの程度発生しているのか。

← 整理し、次回の部会で回答したい。

ウ 特売価格、通信販売価格及び割引・特典サービスの実施状況の把握

○ 通信販売価格についてインターネット上での価格収集については、日本は対応が遅れているので、検討を加速させるべきである。

← 更なる前倒しが可能か否か検討したい。

エ 現行の小売物価統計調査における調査品目の選定基準

((1) アにおいて審議)

オ 現行の小売物価統計調査と消費者物価指数との関係

○ 小売物価統計調査と消費者物価指数との関係に類似したものとして経済産業省生産動態統計調査と鉱工業生産指数との関係が挙げられる。鉱工業生産指数は単独で基幹統計とされており、一方で消費者物価指数を単独で基幹統計としない理由は何か。

← 鉱工業指数は、経済産業省生産動態統計調査以外に薬事工業生産動態統計調査や木材統計調査など複数の統計調査のデータを指数作成上の原データとして用いている。一方、消費者物価指数はウェイトの算定に家計調査などのデータも用いているが、指数作成上の原データとしては専ら小売物価統計調査に依存しているため、状況は異なると考えている。

6 その他

次回は、平成27年9月3日(木)10時00分から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

以 上

第60回サービス統計・企業統計部会議事概要

1 日 時 平成27年9月3日(木) 10:00~12:05

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

(部 会 長) 廣松 毅

(委 員) 北村 行伸、西郷 浩

(専 門 委 員) 岩下 真理、渡辺 努

(審議協力者) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県

(調査実施者) 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室：小松室長ほか

(事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：伊藤室長、清水政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官
ほか

4 議 題 小売物価統計調査の変更について

5 概 要

- 調査実施者から、前回部会で示された意見に対する検討結果について説明がなされ、それぞれ適当であると整理された。
- 続いて、答申(案)及び部会長メモについて審議が行われ、一部修正を行うことを前提として、部会として了承された。なお、修正に関する具体的な表現ぶりについては部会長に一任され、後日、委員及び専門委員に報告することとされた。

委員からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 前回部会の宿題事項

ア 消費税抜き消費者物価指数の作成・公表について

- 消費税抜き消費者物価指数の作成・公表についての方向性が示されたことは評価する。計画どおりに利活用できるよう努めていただきたい。

イ 家賃の経年劣化を踏まえた品質調整について

- 2017年度の可能な限り早期に検討成果を速やかに公表し、検討経過についても積極的に公開されるとの対応は評価する。

家賃の品質調整については、①同じ物件に着目して当該物件の経年劣化について行う調整と、②一定範囲の土地に着目して物件の入れ替わり(取り壊し・新築)による新陳代謝について行う調整の2種類があると考えられ、これらはそれぞれ独立のものである。調査実施者の説明では、家賃調査区内で行っている物件の調査標本への追加及び除外により品質調整の代替的手段となり得るとの説明であったが、仮に、家賃調査区内の平均築年数が変わらないとしても、古い建物から新築の建物に標本が変わることに伴う品質の変化は、十分にクリアされていないと思われる。し

たがって、現状の方法により、品質調整がなされているとの説明は強調しない方がよいのではないか。

- 日本銀行やアメリカが行っている品質調整は、上記②の調整は困難であるとして①の調整のみを行っているのが実情と理解している。今後、調査実施者が品質調整を行うに当たっては、①及び②の両方を行うことが理想ではあるが、②の実施が難しいということであれば、まずは①の調整を行うことに集中することが重要ではないか。
- 日本銀行やアメリカ、統計局では、指数の算出方法が異なる。日本銀行の場合は、個々のオフィスビルの品質が異なることから、当該オフィスビルの賃料について1つ1つ指数化したうえで平均をとっている。この結果、立地、規模、設備などの品質は固定されているが、経年による品質劣化の影響を受ける。このため、経年劣化による影響を補正するために①の品質調整を実施している。また、調査標本の入れ替え時には、価格差が品質差と同等と考え、そのまま前後の指数を接続する対応をとっているため、ある程度は、②の調整もできていると考えている。一方で、統計局のCPIにおいては、1㎡あたりの家賃を標本ごとに調査し、それを家賃調査区内の全標本で平均して最後に指数化している。この方法は、指数作成に際して、標本ごとの立地、規模、設備などの品質の違いを十分に考慮できていない一方で、経年劣化の影響が限定的なものに止まるメリットがある。もっとも、近年は、平均的な築年数が古くなってきており、状況は大分異なっていると、物価統計作成者の一人として考える。
- 家賃調査区内で行っている物件の調査標本への追加及び除外を行うとしても、母集団自体が変わっていれば、母平均も変化することになり、品質調整が十分に行われているとは言えない。

また、取組が容易な①を優先して行うことも理解できるが、①と②の調整結果について、方向性が異なることも考えられる。そのため、①のみ行うことで調整が一方に偏ってしまうとともに、①と②を同時に行わないことで、結果を二段階で補正することにもなり、望ましくない可能性もあるのではないか。
- 品質調整を行うためのパネルデータが必要なのではないか。世帯主の高齢化が進み、同じ住宅に住み続けることで、住宅の劣化が進んでいることは事実であり、近年、この流れは顕著になってきている。このことを踏まえ、品質調整の検討を進めてほしい。
- 長年の懸案事項であったが、統計局の積極的な対応により、初めて具体的なスケジュールが示されたところであり、評価したい。家賃の品質調整については懸案事項も多いことは事実であり、現段階においては、「着実に検討が進められ、スケジュールどおりの対応がなされることを希望する」旨、整理することとしたい。

ウ 今後の課題への対応状況

- 「動向編」と「構造編」の連携に関し、価格報告者台帳の情報をを用いた集計については、台帳の記載情報が調査事項として把握されていないことから精度が低いと

のことであったが、店舗面積ごとの売り上げ等、有用な情報も多いことから、今後検討を進めて頂きたい。

小売物価統計調査は、集計事項の1つである消費者物価指数のデータ収集的な側面が目立つが、商品の価格を継続して記録していくという重要な役割もある。これは、小売物価統計調査ならではの役割であるので、消費者物価指数とは別の側面からの集計についても充実を図っていただきたい。

- インターネットによる通信販売（以下「ネット通販」という。）の価格の把握について、韓国の統計担当者と話す機会があった。韓国でもウェブスクレイピング（ウェブサイトから情報を抽出するコンピュータソフトウェア技術）などを用いた価格収集を行っており、食料品などは来年から指数を公表するとのことであった。その背景には、韓国ではネット通販が盛んであり、これを把握しないと市場全体の正確な実態を把握できないとの危機感があるようである。日本は、そこまでの状況にはなっていないかもしれないが、ネット通販の市場は拡大していることから、市場の正確な実態を把握するためにも、ネット通販の価格を調査することは重要であると認識している。
- ネット通販の価格収集は、民間事業者等の協力を得る必要があると思うが、その場合にはコスト面での検討が必要となる。ただ、当初予定されていた平成30年度から前倒して、平成29年度の早い時期に取組を開始するとのことであり、評価することとしたい。

（2）答申（案）及び委員長メモについて

ア 「1 本調査計画の変更」

- ・ 特段の意見なく了承された。

イ 「2 統計委員会諮問第41号の答申で示された「今後の課題」への対応状況」

（ア）「（1）調査地域及び調査品目の見直し」

- ・ 特段の意見なく了承された。

（イ）「（2）動向編と構造編の連携」

- この項目に関して、前回部会の宿題事項の中で、調査実施者から価格報告者台帳の情報をういた集計について検討する旨の説明を受けた。ついては、「一方で、本調査の調査対象名簿には、経営組織や売り場面積等の情報が含まれていることから、これらの名簿情報を活用した集計の充実を検討する余地が認められる。」との一文を追加することを提案したい。

← 本答申案の中で、他の項目では「～する必要がある」などと記述されており、「余地が認められる」とすると評価のニュアンスが異なることにはならないか。

← 価格報告者台帳の件は、今回の審議の中で新たに出た話である。したがって、前回答申時の課題への対応状況に関する評価の部分では記載せず、新たな課題として「今後の課題」の部分で記載するという整理ではどうか。

(ウ)「(3) 特売価格、通販価格及び割引・特典サービスの実施状況の把握」

- 調査員調査において特売価格の把握が困難であることは理解しているが、特売の有無によって消費者の購買行動も変化することから、その価格動向を把握することは重要であると思う。引き続き検討を続けてもらうようにしてほしい。

(エ)「(4) 現行の小売物価統計調査(動向編)における調査品目の選定基準」

- ・ 特段の意見なく了承された。

(オ)「小売物価統計と消費者物価指数との関係」

- ・ 特段の意見なく了承された。

ウ 「3 今後の課題」

- 「特売価格の実施状況の把握」の課題について、「利用者ニーズ」とあるが、これは、「統計利用者」を指すのか、それとも、「消費者」のことを指すのか。
←「統計利用者」を指している。答申(案)は、それが明確になるように修正したい。
- 「特売価格の実施状況の把握」については、特売の有無によって消費者の購買行動が変化していることから、そのような趣旨も盛り込んでほしい。
- 前記(2)イ(イ)での意見を踏まえ、「本調査の調査対象名簿(価格報告者台帳)の更なる整備を図った上で、同名簿情報を活用した集計の追加・提供について検討を行う必要がある」といった旨の一文を追加することを提案したい。

エ 部会長メモについて

- 家賃の品質調整に関連して、住宅に関する統計に係る体系的整備についても重要と考えるので、小売物価統計調査と消費者物価指数との関係の部分に追記してほしい。

6 その他

答申(案)及び部会長メモについては、部会での指摘内容を踏まえ、部会長と事務局において修正を行った上で、委員及び専門委員に確認することとされた。また、最終的な文案については、部会長に一任された。

また、平成27年9月17日(木)に開催予定の統計委員会において、廣松部会長から答申(案)及び部会長メモを報告することとされた。

以 上